

平成 28 年度

新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会 次 第

日時：平成 28 年 9 月 20 日（火）

午後 3 時から

場所：新潟市役所本館 対策室 1

1 開 会

2 市民生活部長あいさつ

3 議 事

- (1) 平成 28 年上半期の新潟市犯罪発生状況
- (2) 第 4 次推進計画における数値目標の達成状況
- (3) 第 4 次推進計画の取り組み状況と重点取り組み事例

4 その他

5 閉 会

< 配布資料 >

新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会名簿  
座席表

新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会規則

資料 1 新潟市犯罪発生状況（平成 28 年 7 月末）

資料 2 第 4 次推進計画における数値目標の達成状況

資料 3 第 4 次推進計画取組状況

新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会名簿

No.	犯罪のない安心・安全なまちづくり 推進協議会規則規定条項		氏 名	肩 書	会長・副会長
1	第1号委員	学識経験のある者	さいき えつお 斉 木 悦 男	弁護士	会長
2	第2号委員	住民の意見を代表する者	わかつき のりこ 若 月 則 子	北区自治協議会委員	
3	第2号委員	住民の意見を代表する者	わたなべ じゅんこ 渡 辺 順 子	東区自治協議会委員	
4	第2号委員	住民の意見を代表する者	しが みちよ 志 賀 美 千 代	中央区自治協議会委員	
5	第2号委員	住民の意見を代表する者	ひき ゆうこ 比 企 裕 子	江南区自治協議会委員	
6	第2号委員	住民の意見を代表する者	とみい ともこ 富 井 智 子	秋葉区自治協議会委員	
7	第2号委員	住民の意見を代表する者	たなか ようこ 田 中 容 子	南区自治協議会委員	
8	第2号委員	住民の意見を代表する者	しもかわ てるお 下 川 照 雄	西区自治協議会委員	
9	第2号委員	住民の意見を代表する者	かわしま ゆり 川 島 ユ リ	西蒲区自治協議会委員	
10	第3号委員	関係団体の意見を代表する者	おおたか ともし 大 高 知 史	新潟商工会議所 理事・事務局長	副会長
11	第4号委員	防犯活動団体を代表する者	いわむら ただし 岩 村 忠	新潟駅前地区セーフティーゾーン 活動委員会 会長	
12	第5号委員	その他市長が必要と認める者	しのみや としあき 篠 宮 敏 明	新潟市小学校長会 生徒指導部長 潟東小学校長	
13	第5号委員	その他市長が必要と認める者	こばやし しげお 小 林 重 雄	新潟県警察本部 生活安全部 生活安全企画課 課長補佐	
14	第5号委員	その他市長が必要と認める者	かわかみ りょういち 川 上 良 一	公募委員	

平成28年度

新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会 座席表

本館3階対策室1

齊木会長



若月委員 ○

渡辺委員 ○

比企委員 ○

富井委員 ○

田中委員 ○

下川委員 ○

○ 川島委員

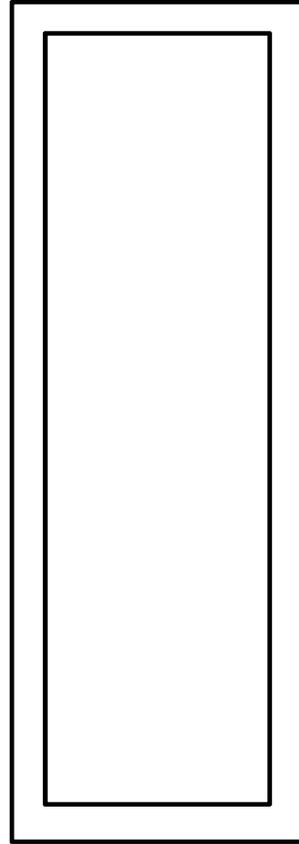
○ 大高委員

○ 岩村委員

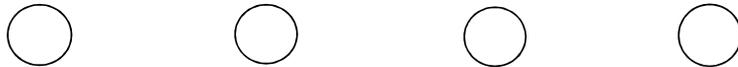
○ 篠宮委員  
(代理 石田様)

○ 小林委員

○ 川上委員



事務局



庁内関係課職員



入口

傍聴席



○新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会規則

平成19年3月30日

規則第93号

改正 平成21年3月24日規則第6号

平成25年3月25日規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市附属機関設置条例(昭和35年新潟市条例第39号)により設置された新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 住民の意見を代表する者
- (3) 関係団体の意見を代表する者
- (4) 防犯活動団体を代表する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、及び会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者を出席させ、資料の提出及び意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民生活部市民生活課において処理する。

(平21規則6・平25規則50・一部改正)

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第6号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第50号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。